

ご出産された後の…

子どもに関する手続きや手当について



ご出産された後は、出生届をはじめ赤ちゃんに関するたくさんの手続きが必要になります。産後は、赤ちゃんのお世話などで毎日忙しくなりますので、どんな手続きがあるのか、確認しておくことも大切です。

手続きに関してご不明な点は、各手続きの担当課までお問い合わせください。

手続き名	どんな内容？	いつ申請するの？	どこに問い合わせるの？
出生届	赤ちゃんが生まれたことの届出です。	生まれた日から14日以内	住民環境課 (0877-33-4480)
児童手当	赤ちゃんが生まれた世帯に、一定額の手当を支給します。	出生届と同時に申請できます。	健康福祉課 (0877-33-1134) (保護者が公務員の場合は、各所属に申請してください。)
出産育児一時金	出産につき50万円が加入する健康保険より支払われます。多くの場合は、医療機関が加入保険者へ直接請求します。	出産後、お早めに！	○扶養者(保護者)が社会保険に加入している場合は、ご加入の健康保険者
健康保険の加入	赤ちゃんが病院を受診するときに必要な赤ちゃんの健康保険証の交付手続きです。	出生届を出したら、お早めに！ (1か月児健診で健康保険証が必要ですので、早めに手続きをしましょう。)	○多度津町国民健康保険に加入する場合は、高齢者保険課 (0877-33-4488)
乳幼児医療費助成	赤ちゃんの医療費の自己負担額を助成します。	赤ちゃんの健康保険証が届いたら、お早めに！	健康福祉課 (0877-33-1134)
子育て応援ギフト	赤ちゃん1人につき5万円分のギフトを支給します。	保健師・助産師の訪問時に申請書を記入していただきます。	健康福祉課 (0877-33-1134)
児童扶養手当	ひとり親家庭に対し収入に応じて手当を支給します。	赤ちゃんの健康保険証や戸籍謄本ができれば、お早めに！	健康福祉課 (0877-33-1134)



たくさんの手続きと必要書類がありますが、申請(手続き)をお忘れなく！

